

<保存版(改訂版)> (令和8年5月改訂)

令和8年6月2日

保護者の皆様

大津市立瀬田南小学校
校長 中野 啓一

非常変災その他緊急事態に伴う臨時休業について (お知らせ)

平素は、本校教育に対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和8年5月29日より新たな防災気象情報の運用が開始されたことにより、「暴風警報発令等非常変災時の措置について (お知らせとお願い)」についての改訂をおこない、下記の通りとします。

非常変災が予測される場合の学校対応について、児童の安全を第一に考え、下記の非常措置をとらせていただきます。また、年間を通じての措置となります。

何とぞご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 気象に関して、本学区が以下の対象となる場合、次のように対応します。

※本学区：「滋賀県全域」「近江南部」「大津市南部」がそれに当たります。

当日午前7時の時点で

「特別警報(警戒レベル5)」・「危険警報(警戒レベル4)」・「暴風を含む警報」が発令中の場合
臨時休業となります

当日午前7時以降で

確実に「特別警報(警戒レベル5)」・「危険警報(警戒レベル4)」・「暴風を含む警報」の発表が見込める場合
事前に臨時休業とすることがあります。

当日午前7時を基準とする前後の時間帯に、上記の警報が発令していない状態で

「警戒レベル3の大雨警報」「氾濫警報」「土砂災害警報」「大雪警報」「避難情報」
等が発令されていれば、必要に応じ臨時休業または始業時間の繰り下げを行う場合があります。

気象情報等により公共交通機関が運転を見合わせた場合など、出勤する職員が十分ではない場合は校内での児童の安全確保の観点から、臨時休業または始業時刻の繰り下げ等を行う場合があります。

2 地震に関して、次のように対応します。

前日(児童下校後)から当日の午前7時までの間に

「大津市」において「震度5弱以上」を観測した場合

臨時休業とします。

ただし、安全が確保できると判断した時は、平常通りとする場合もあります。

3 武力攻撃事態等に関して、次のように対応します。

前日(児童下校後)から当日午前7時までの間に
「大津市」を含む地域に「武力攻撃事態等による警報」の伝達があった場合
臨時休業とします。
ただし、安全が確保できると判断した時は、平常通りとする場合もあります。

4 熱中症警戒情報に関して、次のように対応します。

滋賀県に(14時頃、翌日の情報が発表)
「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」が発表された場合
その翌日を臨時休業とします。通常の「熱中症警戒アラート」の場合は、原則、臨時休業は行いませんが、
下校時刻を変更する場合があります。

※いずれも第1報はテトル配信を予定しています。未登録の方は必ずご登録いただきますようお願いいたします。

※5月29日よりこちらの文書の通り対応します。

※緊急時の下校体制については、4月9日に配信させていただきました
「令和8年度瀬田南小スクールガイド」をご確認ください。